

負担限度額（１日あたり）

利用者負担段階		資産要件	居住費				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設サービス	短期入所 サービス
第 １ 段 階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であ って本人および世帯全員が住民税 非課税の方	単身 1,000万以下 夫婦 2,000万以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第 ２ 段 階	・本人および世帯全員が住民税 非課税で、前年の合計所得金額 ＋課税・非課税年金収入額が8 0万円【80.9万円】以下の方	単身 650万以下 夫婦 1,650万以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第 ３ 段 階 ①	・本人および世帯全員が住民税 非課税で、前年の合計所得金額 ＋課税・非課税年金収入額が 80万円【80.9万円】超１２ 0万円以下の方	単身 550万以下 夫婦 1,550万以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第 ３ 段 階 ②	・本人および世帯全員が住民税 非課税で、前年の合計所得金額 ＋課税・非課税年金収入額が１ ２０万円超の方	単身 500万以下 夫婦 1,500万以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基 準 費 用 額	・負担限度額認定を受けていな い方 施設と利用者との間の契約により金 額が決められますが、基準となる 額が定められています。		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 ≪ 697円 ≫ (915円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※令和7年8月から合計所得金額＋課税・非課税年金収入額の基準額が変わります。【】内は令和7年8月からの金額です。

※令和7年8月から多床室の基準費用額について、介護老人保健施設の「療養型」「その他型」、「Ⅱ型」介護医療院（いずれも8㎡/人以上に限る）は≪≫内の金額になります（短期入所サービスも含む）。

